

広報

みほ

令和8年(2026)

6

No.771

月号

Miho Public Relations



《写真》

新緑の貝塚、古代の知恵に触れた時間

(5/3 縄文体験の目にて)

祝 サンフレッシュ美浦が優秀賞受賞

生産技術の模範として高い評価

2月20日、ホテル・ザ・ウエストヒルズ・水戸（水戸市）にて、令和7年度第69回茨城県稲作共進会表彰式が行われ、株式会社サンフレッシュ美浦が優秀賞となり、特別賞として茨城県議会議長賞を受賞しました。

株式会社サンフレッシュ美浦は、米の安定生産や品質向上および生産コスト低減、食の安全・安心への取り組み等を実践してきました。その成果を広く紹介することで、生産技術の向上、県産米の品質改善等への寄与が期待され、今回の受賞となりました。この度の受賞、おめでとうございます。

第69回稲作共進 第36回そば共進



区長・副区長会議および区長会総会開催

住民と行政をつなぐパイプ役

4月18日、中央公民館にて、令和8年度区長・副区長会議が開催され、各地区の区長さん・副区長さんに任命書が交付されました。また、会議に引き続き区長会総会が開催され、令和8年度の役員が選ばれました。

地区の代表である区長さんは、地域と行政が一体となった活力ある住みよい村づくりに向けて、住民と行政をつなぐパイプ役としてご活躍くださいます。48名の区長さん、52名の副区長さん一年間よろしくお願ひします。

◎令和8年度 区長会役員（敬称略）

会長 片田 康行（布佐南部）
副会長 吉田 修（浜）
松浦 幸信（花見塚）
増尾 重治（大谷）



片田康行会長



区長・副区長任命書交付

消防団第12分団に新消防自動車配備

地域の安全を守る新たな力！消防団の機動力アップへ

4月4日、役場にて、消防自動車の納車式が執り行われ、美浦村消防団第12分団（大須賀津地区）に新しい消防自動車が配備されました。

今回配備された車両は、消防庁より無償貸与された「救助用資機材搭載型小型動力ポンプ積載車」です。普通免許での運転が可能な3.5t未満のAT車両で、最新式の可搬消防ポンプやノズル等の資機材が備えられています。

納車式では、中島消防団長から「最新の資機材を有効に活用し、住民の安心・安全を守るため訓練を重ねてほしい」と訓示がありました。

これからも村の安全を守るため、消防団の活動は続きます。





縄文体験の日開催

陸平貝塚で縄文時代にタイムスリップ！



縄文土器づくり



火おこし



どんぐりクッキーづくり

5月2日と3日の2日間、陸平貝塚公園にて、体験イベント「縄文体験の日」が開催されました。会場では、縄文土器やまが玉づくり、縄文クッキー、どんぐり工作、花炭づくり、火おこし等、普段はなかなかできない体験に、参加した子どもたちは興味津々。陸平貝塚見学ツアーも実施され、参加者はゴールデンウィークのひとつときを、村の誇る歴史遺産とともに満喫していました。



茨城アストロプラネッツ「美浦村DAY」開催

フレンドリータウンとしてみんなで応援！



始球式に登場したみほ一す



小松教育長による始球式



アストロマン・ジュニアと撮影！

5月15日、晴天スタジアム美浦にて、村とフレンドリータウン協定を結ぶプロ野球独立リーグ・ルートインBCリーグ所属「茨城アストロプラネッツ」が、「群馬ダイヤモンドペガサス」と対戦し、熱戦を繰り広げました。

当日は「美浦村DAY」として村内在住・在勤・在学の方が無料招待され、スタンドからはチームの勝利を願った熱い声援が送られました。

注目を集めた始球式では、小松正樹教育長が投手役を務め、バッターボックスに登場したみほ一すとのユニークな共演に、客席からは大きな拍手と笑みがこぼれ、試合開始に華を添えました。



サッカー応援団！マスコット大集合

鹿島アントラーズを通じた地域振興イベント

5月6日、メルカリスタジアム(鹿嶋市)にて、「ホームタウン・フレンドリータウンマスコット大集合」が行われ、みほ一すや各市町村のマスコットキャラたちがファンをお出迎えし、試合前の来場者を大いに賑わせました。

このイベントは、ホームタウンやフレンドリータウン等の地域の魅力や認知度を高めるとともに、マスコットキャラを通じてファンと地域の交流を深めるために開催されました。

マスコットキャラ各々がファンと交流している中、最後には全員が大集合。来場者一体となって、試合前のメルカリスタジアムを熱く盛り上げました。



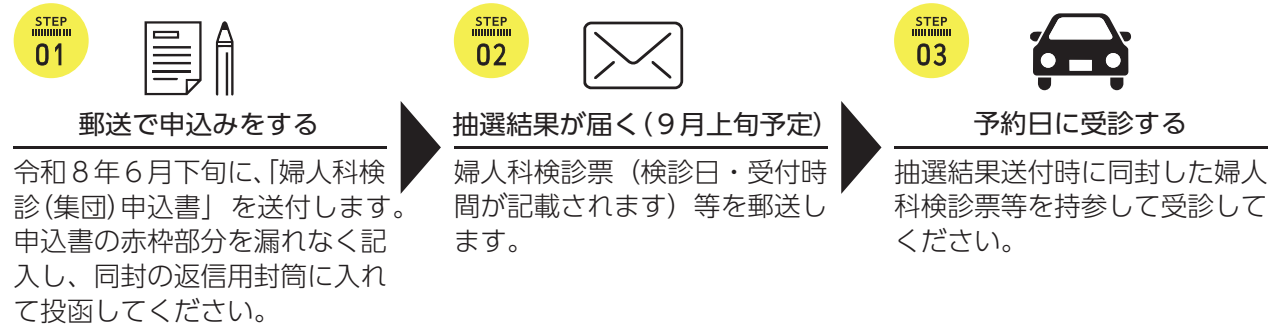
婦人科(乳がん・子宮頸がん)検診 骨粗鬆症検診を受けましょう

■問合せ 健康増進課(保健センター内) ☎029-885-1889

乳がんは、日本人女性の罹患が最も多いがんです。子宮頸がんの罹患のピークは40歳代ですが、近年20～30歳代に増加傾向があります。骨粗鬆症を発症すると、痛みや骨折による入院等でQOL（生活の質）が低下します。

いずれも、早期発見・早期治療で改善することができます。この機会にぜひ検診を受けてください。

集団検診・・・完全予約制です。 受診希望の方は必ずお申込みください。



申込締切：令和8年7月24日(金) 消印有効

※令和8年度婦人科検診(集団)申込書は、特定の対象の方にのみ送付します。通知が届いていない方で、受診を希望される方は、美浦村保健センターまでご連絡ください。

※申込締切日を過ぎてしまった場合、定数に空きのある検診日をご案内しますので、電話でお申込みください。

《注意》骨粗鬆症検診は集団検診のみです。骨粗鬆症検診も予約が必要です。受診したい方は必ずお申込みください。

▼ **集団検診実施日** 【会場】美浦村保健センター

婦人科検診	受付時間	
	午前10時～10時30分	午後0時30分～1時20分
10月1日(木)	乳がん	乳がん・子宮頸がん
10月2日(金)	乳がん・骨粗鬆症	乳がん・子宮頸がん・骨粗鬆症
10月4日(日)		
10月5日(月)	乳がん	乳がん・子宮頸がん
10月6日(火)		
10月9日(金)	乳がん・骨粗鬆症	乳がん・子宮頸がん・骨粗鬆症
11月15日(日)	乳がん・骨粗鬆症	乳がん・子宮頸がん・骨粗鬆症
11月16日(月)		
骨粗鬆症単独検診	受付時間	
	午前9時30分～11時20分	午後1時～2時50分
10月27日(火)	骨粗鬆症	骨粗鬆症

◎受付時間について

- ・受付時間は、抽選後村で割り振らせていただきます。
- ・乳がん検診と子宮頸がん検診の両方を希望される方は、同日午後を受診できるように抽選を行います。
- ・子宮頸がん検診を希望しない方は、原則午前割り振られます。
- ・子宮頸がん検診の開始時間は午後1時30分からです。

個別検診・・・指定医療機関で、都合の良い日に受診することができます。

▽ 個別検診の受診方法

- ①受診前に保健センターで、受診券を申請する。
(受診券発行・受診期間:令和9年3月31日まで)
- ②指定医療機関にて予約をとる。
- ③予約日に受診する。医療機関へ自己負担金を支払う。
※指定医療機関については、村ホームページをご覧ください。
受診券交付の際にも一覧表をお渡しします。



◀村ホームページ
子宮頸がん・乳がん検診
(医療機関検診)

検診内容・対象者・自己負担額

検 診 内 容		対象者※ ¹	自己負担額 ※受診時支払い	
			集団	個別
子宮頸がん検診	子宮頸部細胞診	20歳以上の女性	800円	1,600円
	子宮頸部および体部細胞診 (医師の判断で実施)		実施なし	2,100円
乳がん検診	超音波検査(エコー)	30～56歳の女性	900円	1,300円
	マンモグラフィ(X線)2方向※ ²	40～49歳の女性	1,400円	1,800円
	マンモグラフィ(X線)1方向※ ²	50歳以上の女性	900円	1,300円
骨粗鬆症検診	かかとの超音波検査	20歳以上の女性	500円 (40歳無料)	実施なし

※¹年齢は令和9年3月31日時点。
※²マンモグラフィは2年に1回の受診となります。

クーポン券対象の方は、ぜひご利用ください

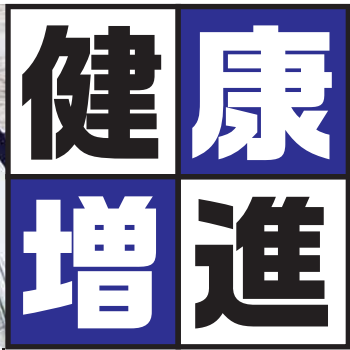
下記対象者へ、無料で検診を受けることができるクーポン券を5月中旬に送付しています。
集団検診・個別検診どちらでもご利用になれます。ぜひご利用ください。

クーポン券種類	対象者生年月日
子宮頸がん検診	平成17年4月2日～平成18年4月1日生まれ
乳がん検診(マンモグラフィ検査2方向)	昭和60年4月2日～昭和61年4月1日生まれ

受診に際しての注意

- ・自覚症状がある場合は、検診を待たずに医療機関での診察を受けてください。
- ・健診の結果「要精密検査」と判定された場合、必ず精密検査を受けてください。
- ・集団検診を希望され、検診会場まで交通手段のない方は、村のデマンド乗合いタクシー(平日のみ運行)を無料で利用することができます。初めてデマンド乗合いタクシーを利用する方は、事前に会員登録(有料)が必要です。
会員登録・問合せ：役場福祉介護課 ☎029-885-0340(内)112
デマンド乗合いタクシー予約：予約受付センター ☎029-891-5454(午前9時～午後4時)
- ・お子さまの託児を希望される方は、ファミリーサポート事業を利用できます。(有料)
ファミリーサポート事業に関する問合せ：美浦村子育て支援センター ☎029-885-6511

熱中症に注意！ クーリングシェルターを 開放しています



■問合せ 健康増進課 ☎029-885-1889

令和6年4月の気候変動適応法の改正により、暑さをしのげる場の確保として市町村長は「クーリングシェルター（指定暑熱避難施設）」を指定することができるようになりました。村では、村民の熱中症による被害の防止を図るため、2施設をクーリングシェルターとして指定し開放しています。各施設の利用可能日時の中で、ご利用ください。

村内クーリングシェルター（開放期間：5月1日～10月21日予定）

施設名	開放日	開放時間
地域交流館みほふれ愛プラザ (宮地1211-2)	月、火、木～日（水は休館）	午前9時～午後6時
ヨークベニマル美浦店 (受領1552-1)	月～日（休業日を除く）	午前9時～午後9時

- ※指定場所の温度調整はできません。
- ※飲料は各自でご用意ください。
- ※その他、利用に当たっては各施設の指示に従ってください。

6月は食育月間 毎月19日は「食育の日」

食育とは、生きる上での基本であって、知育・徳育・体育の基礎となるものであり、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実現することができる人間を育てることと定義されています。生涯にわたって「食べること」は必要不可欠です。

▶毎日の食事栄養バランスとれていますか？

主食・主菜・副菜を毎食そろえることで栄養バランスは自然と整います。この機会に、食について考えてみましょう。



休日当番医

診療時間：午前9時～午後4時
※都合により当番医を変更することがあります。

6月	21日(日)	阿見第一クリニック	☎029-887-3511	7月	5日(日)	阿見ぎぼクリニック	☎029-888-8800
	28日(日)	あみ小林クリニック	☎029-888-2200		12日(日)	あみ東クリニック	☎029-889-8870

7月の乳幼児健診

4か月児健診

7月13日(月)

3歳児健診

7月27日(月)

▶対象者の方には、1か月前に通知を郵送いたします。

24時間 救急電話相談 ☎

迷ったら!

子ども #8000

おとな #7119

再生可能エネルギーの導入に向けて 補助金制度を活用しましょう



■問合せ 生活安全課 ☎029-885-0340 (内) 214・215

地球温暖化対策機器設置等補助金

地球温暖化が社会問題となっている中、美浦村では低炭素で循環型社会の実現を推進することを目的として、個人の居宅に環境負荷の少ない住宅用新エネルギー・省エネルギー機器を設置する場合、もしくは個人または事業所で低公害対策車を購入する場合に、以下のとおり補助金を支給しています。

申請予定の方は、必ず契約前・発注前にご相談ください。

※申請された補助金の総額が予算額に到達した段階で、本年度分の申請受付を終了します。



住宅用新エネルギーおよび省エネルギー機器設置

▶補助対象の条件

- ・美浦村に住所を有する方または新築して転入する予定があり完成時に美浦村に住所を有する方
- ・申請者みずからが契約し、機器等の所有者かつ使用者となること
- ・申請した日の属する年度の3月末日までに工事が終了すること
- ・蓄電システムの補助を受ける場合、申請者又は同一住所地に居住する者が、県が実施している「いばらきエコチャレンジ」に登録し、家庭での省エネの取り組みを行っていること

▶補助対象機器および補助金額

- ・住宅用太陽光発電システム…**最大で25万円（1kw5万円：上限5kw）**
- ・自然循環型太陽熱温水器および強制循環型太陽熱利用システム…**1基2万円**
- ・二酸化炭素冷媒ヒートポンプ給湯器（エコキュート）…**1基5万円**
- ・蓄電システム…**1基5万円**

▶申請時の添付書類

- ・機器に係る見積書の写し ・機器の形状および規格に関する資料
- ・機器の設置前の写真および機器設置場所を含む付近の地図 ・村税等納付（納入）状況確認承諾書
- ・申請を委任する場合は委任状 ・住宅用太陽光発電システムの場合はシステムの概要書
- ・蓄電システムの場合は、いばらきエコチャレンジの登録が確認できる書類の写し
- ・蓄電システムが住宅等に設置された太陽光発電設備と接続されていることが分かる書類の写し



低公害車購入

▶補助対象の条件

- ・美浦村に1年以上住所を有する方もしくは村内に事業所を有する事業者
- ・申請者が自動車検査証の使用者であり、補助決定後3年間は保有できること

▶補助対象機器および補助金額

- ・電気自動車（4輪以上の車）…**1台10万円** ・プラグインハイブリッド車…**1台5万円**

▶申請時の添付書類

- ・低公害対策車購入に係る見積書の写し ・法人事業者は、法人所在証明書
- ・個人事業者は、申請者が営む主な事業、内容を記した書類および村内での営業活動が確認できる書類
- ・村税等納付（納入）状況確認承諾書 ・申請を委任する場合は委任状

「国民年金保険料」 納めるのが困難なときは…



■問合せ 国保年金課 ☎029-885-0340(内)116

経済的な理由等で国民年金保険料（令和8年度の保険料は月額17,920円）を納めることが困難な場合には、申請により保険料の納付が免除または猶予となる制度があります。

※任意加入されている方は、制度を利用することができません。

※免除・猶予ともに所得制限があり、所得が一定額以下でなければ承認されません。ただし、離職者の方は申請の際に雇用保険被保険者離職票等のコピーを提出することで、承認される場合があります。

全額免除制度・一部納付（一部免除）制度

本人・配偶者・世帯主の所得が一定額以下の場合、所得に応じ、保険料の全額、または一部（3段階に分かれます）が免除されます。

※一部納付制度の承認期間中に保険料を納付しなかった場合は、その未納額および免除額は、通常未納した場合と同じ取扱いとなります。

▼令和8年度／月額17,920円の場合

免除の割合	納付する額
全額免除	0円
4分の3免除	4,480円
半額免除	8,960円
4分の1免除	13,440円

納付猶予制度

50歳未満の方で、本人と配偶者の所得が一定額以下の場合、保険料の納付が猶予される制度です。承認された期間は、将来受け取る年金の受給資格期間には加算されますが、年金受給額には反映されません。

追納制度

保険料の免除・納付猶予の承認を受けた期間のある場合は、保険料を全額納付した場合と比べて、年金受給額が低額となります。しかし、10年以内に後から納付することで、**年金受給額を増やすことができます。**また、社会保険料控除により、所得税・住民税が軽減されます。

～重度心身障がい者・ひとり親家庭のマル福の受給者証をお持ちの方へ～

新しいマル福の受給者証を6月下旬に郵送します

重度心身障がい者・父子家庭の父子・母子家庭の母子としてマル福制度の対象となっている方の受給者証は、原則毎年6月末日で更新となります。新しい受給者証を6月下旬に郵送しますので、現在ご使用の受給者証は、有効期限経過後に各自で責任をもって処分してください。

👍 窓口で更新手続きが必要な方は？

以下に該当する方は、更新の手続きが必要になります。更新手続きのご案内を6月中旬に送付しますので、必要書類をご持参のうえ、役場国保年金課までお越しください。

- ▶ 令和8年1月1日時点で、美浦村に本人もしくは扶養義務者の住民登録がない方
- ▶ 本人もしくは扶養義務者の令和7年中の所得の申告がお済みでない方

※この他、必要に応じて窓口にお越しいただく場合があります。



介護保険施設の居住費と食費の 自己負担額の軽減について



■問合せ 福祉介護課介護保険係 ☎029-885-0340 (内)113

介護保険施設(介護老人福祉施設・介護老人保健施設・介護医療院)に入所した場合や、ショートステイ(短期入所生活介護・短期入所療養介護)を利用した際の費用として、施設サービス費の自己負担分(1~3割)の他に、居住費・食費・日常生活費は利用者の自己負担となっています。しかし、低所得等の理由により自己負担が困難と認められる方には、その方の世帯の所得に応じて自己負担限度額が設けられており、居住費と食費の負担が軽減されます。
認定を受け自己負担限度額の適用を受けるためには、役場福祉介護課まで申請が必要です。

自己負担限度額(1日あたり)

令和8年8月から利用者負担第3段階①および②の食費、第3段階②の居住費の負担限度額が引き上げとなります。

段階	所得の状況	預貯金等の資産の状況	居住費(滞在費)				食費	
			ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室	施設	ショートステイ
1	生活保護受給者等	要件なし	880円	550円	550円 (380円)	0円	300円	300円
	老齢福祉年金受給者	単身1,000万円以下 夫婦2,000万円以下						
2	前年の合計所得金額+年金収入額が80.9万円(※ ¹)以下	単身 650万円以下 夫婦1,650万円以下	880円	550円	550円 (480円)	430円	390円	600円
3-①	前年の合計所得金額+年金収入額が80.9万円(※ ¹)超120万円以下	単身 550万円以下 夫婦1,550万円以下	1,370円	1,370円	1,370円 (880円)	430円	650円 8月から 680円	1,000円 8月から 1,030円
3-②	前年の合計所得金額+年金収入額が120万円超	単身 500万円以下 夫婦1,500万円以下	1,370円 8月から 1,470円	1,370円 8月から 1,470円	1,370円 (880円) 8月から 1,470円 (980円)	430円 8月から 530円 (※ ²)	1,360円 8月から 1,420円	1,300円 8月から 1,360円

※()内の金額は介護老人福祉施設に入所した場合または短期入所生活介護を利用した場合の額です。
 ※年金収入額には、課税年金だけでなく、非課税年金(遺族年金・障害年金等)も含まれます。
 ※世帯分離している配偶者の課税状況と資産も判断材料となります。
 ※第2号被保険者は、利用者負担段階に関わらず、以下の場合対象となります。
 ・預貯金等の資産が、単身1,000万円以下、夫婦2,000万円以下。

【令和8年8月からの変更点】

※¹ 80.9万円から82.65万円に変更されます。
 ※² 一部の介護老人保健施設および介護医療院の多床室の居住費は530円に変更されます。

現在認定を受けている方は、再度申請が必要です

介護保険負担限度額認定証の有効期限は令和8年7月31日までです。
 現在認定を受けている方を対象に、6月中旬に申請書を送付します。
 引き続き制度を利用するには、改めて申請が必要です。お忘れなく早めのお手続きをお願いします。

みなさまの声を聞かせください ～村長へのたより～



■問合せ 総務課広報広聴係 ☎029-885-0340 (内) 205

村では、地域と行政が一体となって「住みよいまちづくり」を進めるため、皆さんが日頃思っている村政へのご意見やご要望を随時受け付けています。

“村長へのたより”の送り方



専用の投函箱に

専用の投函箱「あなたの声を村政に～村長へのたより」が村の公共施設7か所に設置されています。用紙に必要事項を記入後、投函してください。

《設置場所》

役場、中央公民館、地域交流館みほふれ愛プラザ、保健センター、光と風の丘公園クラブハウス、文化財センター、老人福祉センター

※手紙を回収するまでにお時間をいただく場合がございます。ご了承ください。



専用の用紙を郵送で

上記の専用の投函箱脇に、村長へのたより専用の用紙が備え付けてあります。用紙に必要事項を記入後、のり付けして郵便ポストに投函してください。



公式ホームページからメールで

村公式ホームページのトップページ下部に「お問い合わせ」がありますので、総務課宛てに送付してください。

※意見・要望以外の業務に関する問い合わせは、それぞれの担当課宛てに送付してください。



みほ文芸

正調俚謡 日和吟社 字結び「行・楽」

行きはにぎやか帰りのバスは寝息ばかりのツアー客

残り少ない人生だから夫婦楽しく過ごす日々

たまの晴れ間に行く先決めず何か楽しい一人旅

会って語れる楽しい俚謡紡ぐ言葉に四苦八苦

春は陽気に楽しく行こう蝶の気分で花巡り

ツアー合席今度はどんな出会い楽しみみバス旅行

注意して行け人生行路うまい話にゃ畏がある

蟻の行進どこまで続く孫が後追う腰かがめ

一人カラオケ声張り上げて唄う昭和の流行歌

行こか戻るか思い出小路消せぬ過ち昭和の日

苦い過去には戻れぬ今はせめて健康楽に生く

始発電車で和服をまとい京のお茶会楽し旅

苦勞のり越え思い出語る楽し夫婦の茶飲み時

ペアの楽しさ金への行路語る璃来龍双子星

見たい行きたい牡丹が見たい人出気になり迷う日々

雨よ降らすな修学旅行笑顔だけ待つ三日間

夫婦仲良く台湾旅行さすが本場の中華まん

五月の俳句 (題 当季雑詠)

ふじの花香れ大地の香を奪い

小綬鶏の上から目線チョットコイ

石垣にひっそりたたずむすみれ草

みかん花白ポツポツとびっしりと

出漁の舳先小さな鯉のぼり

儂さや庭の牡丹の散り静か

軒並みの静けさ深く夏立てり

雉鳴くや無人独居の家増えて

咳酷く喉の奥でも春嵐

床の花ひとさわ映えて昭和の日

待合室軒かすかに春疲れ



五十音順

石戸 葎華

伊藤 葉子

井戸 賀蘇道

上野 八千代

門脇 悠美

小川 野蛙

篠原 美千代

関根 秀子

高橋 一步

田島 草実

塚本 夏雲

沼寄 朋香

長谷川 悦子

増尾 青蓮

山岡 亜子

山崎 笑子

山崎 泰弘

五十音順

市川 紀行

海道 民子

新宮 和子

高柳 幸子

田島 早苗

中島 輝子

長田 敏笑

増尾 尚子

松葉 統子

村崎 典子

山口 美代子

令和8年度後期 みほ文化講座・美浦ゼミ 講師募集

令和8年度後期に行う「みほ文化講座」と「美浦ゼミ」の講師を募集します。原則、村内に居住または勤務する20歳以上の方ならどなたでも応募できます。

- ▶ **テーマ** 生涯学習に関することなら、原則すべて可能。
ただし、内容が以下の項目に該当するものは除く。
- ・特定の政党や宗教の宣伝目的
 - ・特定の企業や団体の宣伝または営利目的
 - ・上記以外で村教育委員会が不相当と認めるもの

▶ **期間** 令和8年10月～令和9年3月末日

▶ **会場** 美浦村中央公民館、木原地区多目的集会施設、安中地区多目的研修集会施設

▶ **募集締切** 6月16日(火)

※応募用紙は中央公民館に用意してあります。

※応募いただいた内容等を協議検討し、開設講座を選定のうえご連絡します。



みほ文化講座

自分の知識や特徴を生かし、他の人にも伝えたい方が講師となり開設する講座で、生涯学習課が企画し、支援するものです。

◇回数 10回以内

◇謝金 1開催日につき7,000円

美浦ゼミ

村民が自ら企画提案し、講師となり実施する学習会です。

◇回数 5回程度

※同一年度内で1講師1企画までとします。

◇謝金 1開催日につき3,000円

※ただし、講師が無償で美浦ゼミを行う場合は、この限りでない。

■申込・問合せ 生涯学習課(中央公民館内) ☎029-885-4451

児童手当に関するお知らせ ～児童手当を受給中の方へ～

▶ **現況届の提出は原則不要です。**

ただし、一部の方については提出が必要となり、対象となる方へは通知を送付します。提出がない場合には、8月支給分以降の手当が受けられなくなりますので、ご注意ください。

▶ **以下の①～⑥に該当するときは、子育て支援課へ届出が必要な場合があります。**

①児童を養育しなくなったことにより、支給対象となる児童がいなくなったとき

②受給者や配偶者、児童、児童の兄弟等の住所が変わったとき(他の市区町村や海外への転出を含む)

③受給者や配偶者、児童、児童の兄弟等の氏名が変わったとき

④一緒に児童や児童の兄弟等を養育する配偶者を有するに至ったとき、または児童や児童の兄弟等を養育していた配偶者がいなくなったとき

⑤受給者の加入する年金が変わったとき(公務員になったときを含む)

⑥国内で児童や児童の兄弟等を養育している者として、海外に住んでいる父母から「父母指定者」の指定を受けるとき



■問合せ 子育て支援課 ☎029-885-0340(内) 231・232

～納税の公平性を保つために～ 財産の差押えを実施しています

収納 管理

■問合せ 収納課 ☎029-885-0340

美浦村では、「滞納者」と「納期限までに納付していただいている大多数の皆さま」との公平性を保つため、滞納処分を厳正に執行しています。皆さまが納めている税金は、福祉や教育等の貴重な財源となりますので、納期限内の納税にご協力をお願いします。

滞納処分について

税金は、定められた納期限までに納税者の皆さまに自主的に納めていただくもので、これが税本来の姿です。納税者が納期限までに納税しないことにより、督促状を送達したにも関わらず、完納されないことを「滞納」といいます。滞納した場合は、延滞金を課され、さらに村は滞納者に帰属する財産を差押え、換価(取立)し、その代金を滞納している村税等に配当する一連の処分である強制換価手続(滞納処分)を行うこととなります。国や地方公共団体には、その財政基盤を確保するため、租税等の債権について、裁判所等の司法の執行機関を通じることなく、自ら強制的に徴収することができる「自力執行権」が認められています。

滞納処分の手続の流れ

督促発布 地方税法第329条、第371条、第463条の25 他

▶ 納期限までに村税等が完納されない場合は、督促状を発しなければなりません。

財産調査 地方税法第298条、国税徴収法第141条、第142条 他

▶ 滞納処分のために必要なときは、滞納者、官公庁、金融機関、取引先、滞納者の財産を占有する第三者等に対し質問・検査および捜索をすることができます。

財産差押え 地方税法第331条、第373条、第463条の27 他

▶ 督促状を発した日から10日を経過した日までに、納税者が滞納となっている村税等を完納しないときは、その納税者の財産を差押えなければなりません。

換 価 国税徴収法第67条、第94条、第109条 他

▶ 差押え不動産については公売、預貯金等の差押え債権については取立てにより差押え財産を金銭に換えます。

配 当 国税徴収法第129条

▶ 差押え財産の換価代金を村税等へ配当します。

◎延滞金…次の割合で加算されます。

- ・納期限の翌日から1か月間は特例基準割合に年1%を加算した割合
《令和8年は年2.8%》
- ・納期限の翌日から1か月を経過した後は、特例基準割合に年7.3%を加算した割合
《令和8年は年9.1%》

令和7年度滞納処分実績

《不動産公売》 公告件数0件
売却件数0件
換価金額0円

《債権差押え》 件数333件
差押金額25,692,570円
取立金額21,350,020円

※債権…預貯金、生命保険、給与賞与、
売掛金、年金、所得税還付金等

《不動産差押え》 2件

《不動産参加差押え》 0件

《競売事件等に対する交付要求》 19件

納税相談はお早めに！

納税が困難になったとき、そのまま放置しておくとう延滞金がついてしまうばかりでなく、差押えなどの滞納処分を受けることがあります。納期限内に納税ができなくなった時や、一度に納付することが難しい時は、お早めにご相談ください。

※課税の内容については、納税通知書に記載されている課税担当課にお問い合わせください。

暮らしサポート



消費生活に関する
問合せ・相談は
消費生活センターへ

「自分だけは大丈夫」と 思っていませんか？

**消費者トラブルは
悩まず早めに相談を！**

⚠️ 速報！村の消費者トラブル

以下の事例が多くなってきています。トラブルを未然に防ぐために手口と対策を確認しましょう。

● 水回り修理「950円～」のはずが…数十万の高額請求に！

トイレ・水回り・鍵の修理、害虫・害獣の駆除など、日常生活でのトラブルに事業者が対応する「暮らしのレスキューサービス」において、高額な作業料の請求を受けたという消費者トラブルが増加しています。安い価格が表示されたインターネット上の広告を見て自宅に呼びますが、実際の料金は数十万円になるなど広告の金額とはかけ離れた請求になってしまったというトラブルです。

【トラブルにあわないために】

- ・インターネット上の広告をうのみにするのはやめましょう。
- ・トラブルが起こったときを想定し初期対応について調べておきましょう。
- ・地元のエ務店や自治体の管工事組合など信頼のおける事業者を探しておきましょう。
- ・契約をせかされる、次々と高額な作業を提案される場合などは断り、納得できない場合はその場で支払いをするのはやめましょう。



● 「分電盤の点検に行きます」の電話から始まる勧誘に注意！

業者が電話等で突然分電盤やブレーカーの点検を持ち掛けて訪問し、「すぐに交換しなければ漏電して火事になる」などと不安をあおりその場で契約を迫る手口です。中には電力会社や委託会社と名乗り、信用させる例もみられます。

【トラブルにあわないために】

- ・電話等で点検を持ち掛ける業者には安易に点検させず、させたとしてもその場で契約せず比較・検討しましょう。
- ・4年に1回の無料法定点検について日頃から確認しておきましょう。
- ・クーリング・オフ等できる場合もあります。不安や不明な点があればすぐに消費生活センター等に相談しましょう。



～以上2件、国民生活センターHPより引用・抜粋～

司法書士による無料相談

司法書士会より司法書士相談員が派遣され、登記・相続・消費生活に関する相談が無料で受けられます。相談の2日前までにご予約ください。

【開催日時】令和8年7月3日(金)
午前9時30分から11時30分まで

【会場・受付】美浦村消費生活センター

◀ 消費生活に関する相談は ▶

- ◆ 村消費生活センター（消費生活相談全般） ☎885-7141(直通)
月・水・木・金 午前9時～正午、午後1時～4時
(相談の受付は、午前は11時30分、午後は3時30分まで。)
※相談員が不在の場合がありますので、電話でご確認ください。
- ◆ 消費者ホットライン（全国共通） ☎188 ※3桁で繋がります。
- ◆ 県警悪質商法110番（訪問販売や悪質業者に絡む各種相談）
午前8時30分～午後5時15分 ☎029-301-7379

子育て情報



■問合せ

子育て支援センター(みほふれ愛プラザ内)

☎029-885-6511

午前9時30分～午後6時(水曜・日曜・祝日休業)

■子育て支援センター案内

<https://www.vill.miho.lg.jp/page/page005509.html>



離乳食・幼児食教室のご案内



参加費無料

子どもの「食」について栄養士さんに話を聞いて、おすすめメニューの調理と試食をしてみませんか？調理中、お子さんは別室でお預かりします。各締切日までに子育て支援センターにお申込みください。

【離乳食教室】

開催日	時間	申込締切日	対象者
10月8日(木)	午前10時～正午	10月2日(金)	村内在住で概ね5か月～11か月のお子さん と保護者
1月14日(木)		1月8日(金)	



【幼児食教室】

開催日	時間	申込締切日	対象者
7月7日(火)	午前10時～正午	7月3日(金)	村内在住で1歳以上の未就園児と保護者



子育てひろばのご案内

☆子育て支援センターの利用時間は、1組につき1日最長2時間までとさせていただきます。

ぴよ：ぴよぴよサロン

◇対象 2か月～12か月までのお子さん・妊婦さん

火曜日 午前10時～11時30分

★月に一度、専門のスタッフによる「育児相談(育)」を行います。

よち：よちよちルーム

◇対象 1歳児(R6.4.2～R7.4.1生)

第2・第4金曜日 午前10時～11時30分

エン：エンジョイ子育て

◇対象 2歳児(R5.4.2～R6.4.1生)

第1・第3・第5金曜日 午前10時～11時30分

📖：読み聞かせ

◇対象 未就学児

第1土曜日 午前11時～11時20分

おも：おもちゃ図書館

◇対象 未就学児・障がいのある方

第2土曜日 午前10時～11時

👤：自由遊びの日

◇対象 未就学児

月曜日・木曜日・土曜日

※7月21日から夏休みスケジュールとなりますが、7月28日はぴよぴよサロン(育児相談)を開催します。

7月の子育てひろば

日	月	火	水	木	金	土
			1 休	2 👤	3 エン	4 📖
5 休	6 👤	7 ぴよ	8 休	9 👤	10 よち	11 おも
12 休	13 👤	14 ぴよ	15 休	16 👤	17 エン	18 👤
19 休	20 休	21 👤	22 休	23 👤	24 👤	25 👤
26 休	27 👤	28 (育) ぴよ	29 休	30 👤	31 👤	



ご利用の際は、お子さまの対象となるひろばをホームページや子育てカレンダーでご確認ください。状況によって子育てひろばの内容を変更する場合があります。



図書室便り



■問合せ
中央公民館図書室 ☎029-885-8442

■インターネット蔵書検索
<https://www.im.licsre-saas.jp/miholib/webopac/index.do>



■開室時間 午前9時～午後5時（第2・第4水曜日のみ午後7時まで延長・閲覧室は午後5時まで）

蔵書点検による休室のお知らせ

蔵書点検の期間中は図書室・閲覧室の利用ができません。皆さまにはご迷惑をおかけいたしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

■休室期間 6月30日(火)～7月7日(火)

- ・返却ポストは休室期間中もご利用できます。
- ・DVD、雑誌、紙芝居、大型絵本については、7月8日(水)以降に図書室カウンターにご返却ください。返却ポストによる返却はできません。

本のリサイクルを行います

資源の有効活用を図ることを目的として、古くなり利用されなくなった本を皆さまに無償でお譲りします。

■開始日時 6月30日(火)午前10時から

■会場 中央公民館 図書室前廊下



- ・配布本がなくなり次第一時終了いたします。
- ・お一人様何冊でもお持ち帰りいただけます。
- ・お持ち帰りいただいた本は返却できません。ご自宅でお楽しみください。
- ・開始日時までの待機の際は、整列にご協力ください。

特別貸出を実施します

■期間 6月12日(金)～6月28日(日)

■借りられる数

- ・本・雑誌・紙芝居 無制限
- ・DVD 1点

■返却期限日：貸出日から4週間後

※相互貸借で借りた資料については、貸出日から2週間後となります。ご了承ください。



図書室カレンダー

休室日：毎週月曜日・祝日・毎月最終火曜日

6月

日	月	火	水	木	金	土
	1 休	2	3	4	5	6
7	8 休	9	10 延長	11	12	13
14	15 休	16	17	18	19	20 お話し会
21	22 休	23	24 延長	25	26	27
28	29 休	30 休				

7月

日	月	火	水	木	金	土
			1 休	2 休	3 休	4 休
5	6 休	7 休	8 延長	9	10	11
12	13 休	14	15	16	17	18
19	20 休	21 休	22 延長	23	24	25
26	27 休	28 休	29	30	31	

お話し会



【6月】日時 6月20日(土)午前11時～
会場 中央公民館2階 視聴覚室

【7月】7月のお話し会はお休みです。

子育て支援センターと共通のよみきかせスタンプカードがあります。
3回参加するとプレゼントがもらえます。
昨年度のスタンプカードも引き続きご利用いただけます。

新着図書案内は、中央公民館・役場・みほふれ愛プラザ・保健センターにて配布しています。



お知らせ

公共機関等の電話番号はお知らせの最終ページに掲載しています。

広報みほに広告を掲載しませんか

1 枠4,500円～(先着)
※ページ構成上募集がない月もあります。
詳細は村ホームページをご覧ください。
役場総務課までお問合せください。

スイセンの球根を お分けください

今年も美浦村花いっぱい事業の一環として、大好き美浦村ネットワーク協議会（松本政幸代表）では、村内にスイセンの球根植栽を計画しています。

スイセンの球根をお分けいただける方は、役場企画財政課へお持ちください。また、量が多い場合には、引き取りにも伺います。

◇募集期間 6月1日(月)～

19日(金)

◇問合せ 役場企画財政課

オレンジカフェ (認知症カフェ)

オレンジカフェとは、認知症の方やその家族、専門職や地域住民が、お互いに交流や情報交換することを目的に開催されるカフェのことです。息抜きができたり、相談することで気持ちが楽になったりします。ぜひご参加ください。要予約。参加費無料。

◇日時 6月26日(金)午後1時30分～3時(受付午後1時～)

◇場所 老人福祉センター
(木原150-2)

◇内容 シルバーリハビリ体操、歯科衛生士による講話、茶話会、個別相談会

◇定員 先着15名

◇申込・問合せ 美浦村社会福祉協議会 ☎029-1885-1003

◇主催 オレンジカフェを推進する会



相続無料相談会

司法書士による相続無料相談会を実施します。相続登記や遺言等について、相談に応じます。無料。予約制。

◇開催日 毎月第1水曜日(休日の場合は第2水曜日)

◇会場 県内の各司法書士事務所

◇定員 各事務所先着4組

◇申込方法 事前に必ず各事務所へ予約し、「茨城司法書士会の無料相談で電話しました」とお申し出ください。

◇問合せ 茨城司法書士会事務局 ☎029-225-1011

▼茨城司法書士会ホームページ
(相談会詳細)



ワンポイント防災情報 84

気象の警報等が変わりました

5月29日より、新たな防災気象情報の運用が開始されました。河川氾濫、大雨等に関する気象情報が、5段階の警戒レベルに対応し、避難の判断がしやすくなります。

《主な変更点》

・警報・注意報の情報名に、「レベル」が付記

(例)レベル3大雨警報

・警戒レベル4相当の情報は「危険警報」として発表

(例)レベル4大雨危険警報

・河川氾濫の危険度の伝え方が変更(特別警報の新設)

《警戒レベルに応じた行動》

・自治体から警戒レベル4避難指示や、警戒レベル3高齢者等避難が発令されたら、

速やかに避難行動を!

・避難指示等の発令がなくても、レベル4やレベル3の

気象情報が発表されたら、

キキクル等の情報を

用いて自ら

避難判断を!

▼新たな防災気象

情報について(気象庁)



(第84回・終わり)

(広告欄)

不動産 売買・賃貸・管理

すずなり

(株)鈴生ハウジング ☎0120-691-609

～電気で結ぶ、人と人とのコミュニケーション～

電気・給排水・設備設計施工

株式会社 ナカジマ

稲敷郡美浦村舟子601
☎029-885-2037 [FAX]029-885-1245
E-mail: naka-den@peach.plala.or.jp

美浦村ゴルフ教室

ゴルフにおけるエチケット、マナー、ルールおよびプレイ技術の学びを通して、生涯スポーツであるゴルフ競技の楽しさを体感しましょう。

◇日時 7月、8月の水・金曜日(全10回)

▼水曜日：午後5時30分～

▼金曜日：午後7時15分～(1レッスンは70分)

※8月14日(金)は実施なし。
※最終回はラウンドの予定。

◇開講日 7月22日(水)

◇会場 美浦ゴルフ練習場

「打ちっぱ」(興津1077-1-1)

◇対象者 村内在学の小学6年生～村内在住・在勤者

◇募集人数 7名(定員になり次第締切・最小催行人数3名)

◇受講料 3000円(開講日に徴収)

※練習ボール料、ラウンド料等の費用は別途必要。練習ボールは会場にて各自購入いただきます。

◇申込期間 6月17日(水)～7月3日(金)

※月曜日は休館。

◇申込・問合せ 生涯学習課(中央公民館内) ☎029-885-1445

まちづくり出前講座を活用しませんか

まちづくり出前講座では、村民や民間企業社員等が講師となり、皆さんの元へ出向いてお話しすることにより、学習機会の充実をお手伝いします。

◇受講できる方 村内に在住、在勤、在学のおおむね10人以上で構成された団体やグループ。

※ビデオ、DVD(学習目的の貸出)は個人への貸出可

◇利用方法 受講希望日の14日前までに、申込書を提出。

※月曜日は休館。

◇申込・問合せ 生涯学習課(中央公民館内) ☎029-885-1445

梅朝基礎落語 開催日変更のお知らせ

広報みほ5月号にてお知らせした「梅朝基礎落語」の開催日が、諸事情により変更となりました。楽しみにされていた皆さまにはご迷惑をおかけし、お詫び申し上げます。事前申込は不要です。ご来場お待ちしております。

◇変更後日時 6月13日(土) 午後1時30分

◇場所 文化財センター

◇出演 好文亭梅朝

◇問合せ 文化財センター ☎029-886-1029



(広告欄)

HASHIMOTO 株式会社 橋本ブラシ製作所

いっしょに働きませんか?

■資格・経験・学歴不問!
■お子様やご家庭の事情に合わせた入社もOK!
■20代～40代の女性スタッフが活躍中の職場です!

TEL:029-885-5408 / 採用担当まで

ホームページはこちら→

Ito construction Co.,Ltd. 株式会社 **伊藤建設**

「次世代に誇れる仕事」

地域環境と人にやさしいモノづくりでみなさまの暮らしに貢献いたします

〒300-0413 美浦村大谷453-1
☎029-885-0239
FAX 029-885-1160
http://itou-miho.co.jp/

美浦村食料品等 物価高支援給付金

政府の「強い経済」を実現する総合経済対策（令和7年11月21日閣議決定）に基づき、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者の支援として、全村民に1人あたり1万円の現金を給付します。

◇**対象者** 基準日（令和8年4月1日）時点において美浦村に住居登録がある村民
※基準日以降から給付決定までに、世帯全員の住民票が削除された場合は対象外

◇**給付金額** 1人あたり現金1万円

※原則、世帯全員分を世帯主にまとめて給付します。

（例）3人世帯の場合…3万円を世帯主の口座に振込み。
◇**申請方法** 世帯主の方に書類（はがき）または「封書」のいずれか一つを5月末に郵送します。

◇**はがきが届いた方**（令和2年度特別定額給付金で口座登録のある方等）
・記載内容に変更がなければ、手続きは不要です。

・振込先口座の変更が必要な場合は、**6月12日（金）**までに必要書類を添付のうえ、口座変更届（村ホームページまたは経済課窓口にて配布）を提出してください。

◇**封書が届いた方**（A以外）

・世帯主からの申請が必要ですが、同封の申請書に必要事項を記入し、必要書類を添付のうえ、7月31日（金）までに同封の返信用封筒にて返送してください。

◇**給付日** 7月上旬以降順次給付します。

※振込人依頼名は「ミホムラ ブツカダカシエン」と記載されます。（通帳には、文字数制限により一部のみ記載される場合あり）

▼**食料品等物価高支援給付金のご案内**（美浦村）



◇**問合せ** 役場経済課

6月4日～10日 歯と口の健康週間

毎年6月4日から10日は、「歯と口の健康週間」です。歯や口は、体の入り口で、私たちが健康に生きていく力を支えてくれる大切なものです。

食べる・話す・表情を豊かにする等、健康な口腔状態を維持するためにも、定期的にセルフケアを行い、元気で清潔な口腔を保ちましょう。

◇**問合せ** 保健センター

6月23日～29日 男女共同参画週間

内閣府男女共同参画局では、男性と女性が性別による役割分担意識にとらわれず、職場、学校、地域、家庭等で、それぞれの個性と能力を十分に発揮し、あらゆる分野で活躍できる「男女共同参画社会」の実現を目指し、様々な取組を行っています。

皆さんもこの機会に職場や家庭での男女共同参画社会について考えてみませんか。

◇**問合せ** 役場企画財政課

「けし」 植えてはいけない

「けし」の仲間、春から色鮮やかで美しい花を咲かせ、観賞用として人気があります。しかし、「けし」の仲間には、法律で栽培が禁止されているものがあります。

植えてはいけない「けし」を発見した場合は、竜ヶ崎保健所までご連絡ください。

◇**連絡先** 茨城県竜ヶ崎保健所衛生課 ☎0297-6212163

▼**不正大麻・けし撲滅運動**（茨城県）



◀**植えてはいけないけしの例**



善意

〔社会福祉協議会へ〕

○家工房いなしき美浦店様

お茶1ケース

○日本テキサス・インスツル

メンツ合同会社様 カロリー

1メイト600個、トマト

スープ60食

○乙藤眞知子様 食品

○匿名2件 米30kg、介護用品

〔やまゆり基金へ〕

○ミモザの会様

12万1747円

（広告欄）

火葬・家族葬のことならセレモニー博善へ



美浦セレモニーホール
60席 小～中規模の葬儀に



家族葬会館 霞風
24席 小さな家族葬専用

深夜・早朝
急なご依頼でも
迅速対応!



相談だけでも
お気軽に!



☎029-885-3085 美浦村受領 875-1
カスミ美浦店、美浦中央病院そば

公共機関等お問合せ一覧

美浦村役場	☎029-885-0340
みほふれ愛プラザ	☎029-885-6511
子育て支援センター	同上プラザ内
中央公民館	☎029-885-4451
中央公民館図書室	☎029-885-8442
文化財センター	☎029-886-0291
光と風の丘公園	☎029-885-6711
保健センター	☎029-885-1889
美浦水処理センター	☎029-885-0720
大谷時計台児童館	☎029-885-0597
木原城山児童館	☎029-885-1064
大谷保育所	☎029-885-1549
木原保育所	☎029-885-4488
社会福祉協議会	☎029-885-0038
デイサービスセンター	☎029-885-8885
老人福祉センター	☎029-885-7080
シルバー人材センター	☎029-886-0007
消費生活センター	☎029-885-7141
美浦村商工会	☎029-885-2250

防災行政無線の放送内容の自動電話案内サービス

放送内容が聞き取りにくかった場合、音声で放送内容を確認できます。

☎ 029-885-0010

美浦村防災メール

災害等に関する緊急情報等をメールで受け取ることができます。ホームページか、右の二次元コードから登録できます。



6月の納税

納期限は6月30日(火)です。
村 県 民 税 (1期)



消防団員募集中!



消防団は消火活動や、地震・風水害時の各種活動等を行う大切な存在です。地域を守るために、あなたの力をお貸しください。

◇問合せ 役場生活安全課

各種相談

弁護士による法律相談(要予約)	日時 7月27日(月)午後1時30分～4時 ※7月1日(水)午前8時30分より申込受付
心配ごと相談(要予約)	日時 7月6日(月)、21日(火) 午後1時～3時 申込・会場 老人福祉センター(木原150-2) ☎029-885-7080 ※平日午前8時30分～午後5時15分
教育相談 美浦村教育相談センター	学校生活、子育て等で悩みがあるときはご相談ください。 ▶電話相談・来所相談・訪問相談 開所時間 月～金曜日※祝日を除く 午前9時～午後5時 相談・予約 光と風の丘公園クラブハウス内 ☎・FAX 029-885-7788
行政相談(予約不要)	国の仕事のこと等で困ったときはご相談ください。 日時 6月26日(金)午前10時～正午 会場 役場1階会議室
障がい者相談(予約不要)	身体・知的障がい者やご家族の悩み事等何でもご相談に応じます。 日時 6月15日(月)、7月13日(月) 午後1時～3時 会場 みほふれ愛プラザ
個別健康サポート相談(要予約)	健康づくりについてお気軽にご相談ください。 日時 6月10日(水)、7月8日(水) 午前9時30分～※一人1時間程度 申込・会場 保健センター☎029-885-1889
みんなの人権110番	さまざまな人権問題に関する相談 ☎0570-003-110 ※平日午前8時30分～午後5時15分
子どもの人権110番	いじめ・虐待等の子どもの人権相談(通話無料) ☎0120-007-110 ※平日午前8時30分～午後5時15分
インターネット人権相談	様々な人権問題に関するインターネット人権相談 https://www.jinken.go.jp/



平日、住民課窓口に来られない方へ

◎住民課窓口時間延長および休日窓口

▶窓口時間延長：第2・第4水曜日・午後5時15分～7時
6月・7月の実施日 6月10日・24日、7月8日・22日

▶休日窓口：第2日曜日・午前8時30分～午後0時30分
6月・7月の実施日 6月14日、7月12日

取扱業務 各種証明書の発行、印鑑登録、パスポートの交付、戸籍届書の預かり、マイナンバー(個人番号)カードの申請・交付・更新

※転入・転出・転居等の住民登録業務は取扱いできません。
※本籍が美浦村以外の方の戸籍の発行はできません。

◎住民票の写し・印鑑登録証明書の休日交付(電話予約)

事前に平日・午前8時30分～午後5時までに電話予約をいただくと、土・日・祝日に証明書を受け取ることができます。
※ご予約は証明書を受け取りにくる方がお電話ください。

◎マイナンバーカードの休日交付申請サポート(電話予約)

村内在住の方を対象に申請・交付・更新をサポートします。
6月・7月の実施日 6月14日(日)、7月12日(日)
午前8時30分～午後0時30分

◇問合せ 役場住民課

風水害想定

避難訓練

6月27日(土) 午前9時～午前11時30分

【会場】みほふれ愛プラザ

「もしも」の時、避難所でどのように過ごすのかを体験しながら学びます。
自主防災組織や地区での参加はもちろん、家族や個人でのご参加も大歓迎です。
ご自身や家族の安心のために、この機会に体験してみましよう！

🕒 タイムスケジュール

午前9時00分 訓練開始！「高齢者等避難情報の発令」

午前9時15分 「避難指示発令」
みほふれ愛プラザ避難者受付開始

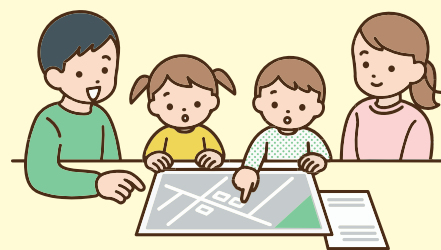
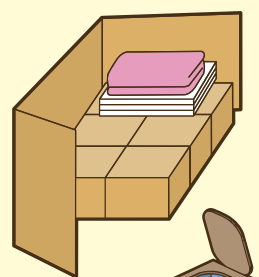
午前9時40分 ▶ **避難所体験**
・パーティションテント、簡易ベッド組立体験
・簡易トイレ組立体験、使用方法の確認

午前10時15分 休憩

午前10時25分 ▶ **備蓄食品体験**
・赤飯・ドライカレーの調理

午前10時40分 ▶ **防災講習**
・マイタイムライン作成
・応急担架体験
・避難所生活に関する説明
・村備蓄品紹介 等

午前11時30分 避難所退所手続き
訓練終了
調理したアルファ米、備蓄用菓子(ビスコ)、備蓄用味噌汁配布



■問合せ 生活安全課 ☎029-885-0340 (内) 214・215

不動産売買、賃貸仲介、賃貸管理、
不動産買取、不動産コンサルティング



TK 東洋開発株式会社

不動産物件のお問い合わせは ☎029-886-9991
営業時間 / 9:30～17:30 定休日 / 土・日
〒300-0414 美浦村信太2627-1

相続・土地・農地・
建設業許可・経営事項審査 の手続き代行します！



行政書士 **桑名宏** 事務所

美浦村木原2956
☎029-885-0316

